

相談機関へのヒアリング結果概要

1 目的

条例における障害者差別に関する相談体制の整備に関し、既存の相談機関へのヒアリング等を通じて現状を把握することにより、当該相談体制の役割や他の機関との連携の在り方について検討を行うことを目的に実施したもの。

2 ヒアリング先

- ①（人権関係）県人権センター人権相談室
- ②（女性関係）県立男女共同参画センター
- ③（子ども関係）子ども・子育て応援センター
- ④（難病関係）県難病相談支援センター
- ⑤（労働関係）滋賀労働局総合労働相談センター

3 条例に対する意見について

- ①専門相談機関を作ると障害者の当事者団体等に所属している人は相談しやすいが、どの団体にも入っていない人は、専門相談機関には行きにくい実態がある。また、差別に気づかない方もたくさんいる。条例ではそういった方が相談しやすい体制を整えるような内容を検討してもらいたい。
- ②障害のある方が差別されたことを言える支援をしていく必要がある。
- ③先天性の障害、難病のような後天性の障害どちらであっても何らかの形で医療機関が関わっていることが多いので、相談しやすい体制を構築するなら医療部門に近いところに相談部門を置くべきではないか。
- ④既存の相談機関はこれまでの積み上げで市町等との連携が取れている。相談体制のあり方を検討される際には既存の相談機関との連携も視野に入れて制度設計してもらいたい。
- ⑤ある相談窓口は1名体制で相談に対応しきれないという話を聞いている。相談員を配置する際には複数名配置が必要ではないか。
- ⑥障害に関する相談といっても障害種別も様々で幅広い専門知識が求められる。相談員の質が重要になってくるが、そのような人材が確保できるのか難しいのでは。
- ⑦虐待事案では本人の意思は関係なく指導に入ることもあるが、差別事案ではそこまでできないので、相談者がどこまで求めているのか見極められる人材が必要ではないか。
- ⑧条例で相談機関を整備することはよいことだが、虐待防止法との関係について整理が必要ではないか。

4 相談体制について

- ①相談員のスキルアップのために研修には積極的に参加してもらっている。また、困難な相談事例については大学教授に月1回スーパーバイズしてもらえる体制となっている。
- ②相談の内容によっては、臨床心理士、弁護士など専門家につなぐこともでき、また、スーパーバイザーがいることで、二次受傷を防ぐ体制づくりができています。
- ③県内を6ブロックにおいて地域支援担当を置いていて、その拠点となる施設が各地域にある。
- ④相談件数が多いことから、相談員は相談を受ける中でスキルを身に付けていく部分が大変大きい。助言や指導の内容も相談を多く受けていると類型化され、対応もある程度パターン化してくる。
- ⑤相談員の研修への参加も大切にしているが、基本的にはOJTが大切だと考えている。
- ⑥基本的にはしっかりと悩みを聞くことが大切と考えている。しっかりと気持ちを受け止めて、またかけようと思ってもらえることが大切で、孤立させないこと。
- ⑦相談員が複数人いるが担当制はとっておらず、受けた相談内容についてはシートを作成するなどして相談員間で共有するようにしている。
- ⑧専門的知識を有する相談員を配置するほか、登録制で当事者もサポーターになってもらい、報酬を支払い相談にのる体制となっている。報酬を支払うことでサポーターの意識も高まる。
- ⑨第三者委員会を設置し、連携・助言を受けて相談に当たっていることが強みである。また、市町の関係所管課と連携を取ることで市町の担当課から協力を得やすい体制になっている。
- ⑩相談で解決しない場合には第三者委員会に分野ごとの専門相談委員を置いており、必要に応じて助言・指導してもらっている。